

元の生活を返せ訴訟 第25回口頭弁論サマリー

元の生活を返せ・原発事故被害いわき訴訟：第24回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催

第25回口頭弁論：9月12日（火）14：00から

同時開催：第25回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において（福島県いわき市平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣）

2017年9月12日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

第1 訴訟の現状。

これまで24回の口頭弁論が行われ、責任論（国と東電の責任）と損害論（いわき市民の損害）の主張と立証を積み重ねてきました。

このような中、本件訴訟と同じ大規模集団訴訟として、本年3月に前橋判決が言い渡され、今月9月22日には千葉地裁の判決が、来月10月10日には福島地裁本庁で生業訴訟の判決が言い渡されます。特に、生業訴訟の判決は、本件訴訟と同じ争点である「避難区域でない放射能汚染地域（福島市等）の滞在者の平穏生活権侵害」に対する初めての司法判断です。

これらの判決は、本件訴訟の裁判官も注目しており、その判決の到達点と課題をしっかりと分析し、これまでの原告の主張と立証を点検して、場合によりその主張と立証を補充することなどが必要となります。

今回の期日においては、本年3月に出された前橋判決の責任論について解説した準備書面を提出しました。

第2 第25回口頭弁論の概要

1 原告

○準備書面（49）：被告国と被告東京電力の責任を認めた前橋地裁判決について

前橋判決は、国と東電の責任について、本件訴訟における原告の主張とほぼ同様の判断を行って、その責任を認定しました。

東電については、予見の対象を本件地震・津波そのものとはせず、「敷地面の高さを超える津波と非常用電源設備等の浸水」を予見の対象として、「長期評価」が策定された2002年には予見が可能であったとし、また非常用電源設備の高台移設などを行っていたら本件事故が発生しなかったとして、その責任を認めています。

また、国についても、被侵害法益が重大であることを前提に、規制権限不行使

の責任を認めています。

2 東電

今回は、何も提出しない。

3 国

今回、2通の準備書面を提出した。

1通目は、国の規制権限不行使の責任について、これまで証拠として提出していた専門家の意見書に基づき、主張書面（準備書面）を提出したものです。

2通目は、外国籍の原告に関する請求権の有無に関する準備書面です。

4 第25回口頭弁論の進行

原告側からは、原告代理人1人が「原告準備書面（49）」に関する意見陳述を行う予定です。

4 第26回法廷

2017年11月7日（火）※開始時間は午後2時を予定しています。

第3 訴訟そのものの概要

1、原告

福島県いわき市の市民1,574人（1次822人／2次571人／3次181人）
世帯数（1次336世帯／2次264世帯・内16は1次と重複／3次83世帯）

2、原告の内訳

子ども1（本件事故当時、0歳から満18歳未満の者。事故当時胎児であった者を含む）（1次140人／2次78人／3次30人）

子ども2（本件事故後に懐胎・誕生した子）（1次8人／2次6人／3次5人）

妊婦（本件事故当時、妊娠していて分娩前であった人）（1次7人／2次4人）

一般（1次667人／2次483人／3次146人）

3. 請求内容

①原告全員

事故後、被告らが、福島県いわき市全域において、空間放射線量が毎時0.04マイクロシーベルトとなる原状回復措置を行い、かつ、福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで、毎月発生する慰謝料を支払うこと。金額は、本件事故時点で18歳未満の者に対しては毎月8万円、それ以外の者に対しては毎月3万円。

②本件事故後に懐胎・誕生した子どもを除く原告全員

慰謝料として金25万円。

③本件事故当時妊婦であった原告全員

慰謝料として金25万円（②の慰謝料と合わせて合計50万円）。

なお、これらは全て、発生した損害全体の一部の請求という考え方です。

以上